

実行団体の公募について



○ 実行団体の公募について



I. 実行団体の選定・監督については、JANPIAと資金分配団体との資金提供契約第4章に規定されており、実行団体の選定については、第17条に規定されています。

- ① 公募の方法により実行団体を選定します。 (17条1項)
- ② 公募申請団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）は、Webサイト上で公表します。 (17条2項)



○ 実行団体の公募について



③ 公募要領等の作成及び公表について

資金分配団体は、JANPIAから提示する実行団体用の公募要領のひな型をベースにして、資金分配団体の事業に沿った実行団体用の公募要領案（公募に必要な書類を含みます。）を作成し、JANPIAの確認を経て、資金分配団体のWebサイト上で広く公表します。（17条3項）

※ 公募要領ひな型は、資金提供契約で公募要領に盛り込んでいただきたい事項を反映しております、2021年度通常枠資金分配団体公募要領をベースに作成しています。
公募要領ひな型の詳細については、10月中旬に開催予定の公募前研修（PO研修 前期）で説明する予定にしています。



II. 実行団体の選定に当たっての留意事項等について

① 公平・公正に実行団体を選定するため、以下の事項について留意する必要があります。

- ・審査会議については、外部専門家から構成される会議体等、**第三者の専門的知見を取り入れることのできる会議体**であること（17条5項）
- ・審査の過程において審査会議の**構成委員と選定申請団体との間で利益相反**の問題を生じないようにすること（17条5項）
- ・**資金分配団体と申請団体との利益相反**にも注意して選定すること



○ 実行団体の公募について



② 重複する休眠預金活用事業の選定を防止するため、以下の事項について留意する必要があります。

- ・今回申請事業と同時期に他の資金分配団体へ申請している又は申請する予定の事業とは**別事業であること**
- ・今回申請事業と既に休眠預金事業として採択されている事業とは**別事業であること**

以 上

